

## 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)について(違法伐採関係、ディスプレイ及び自動車)

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約 80 件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約 250 件のご提案を加え、合計約 330 件のご提案等を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方<sup>(注)</sup>に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省等が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。

今回のパブリックコメントは、前回のパブリックコメント(平成 17 年 11 月 28 日～平成 17 年 12 月 22 日)でお知らせしたとおり、合法性・持続可能性が確認された木材の調達推進に関わる判断基準の見直し等について、関係省庁と協議が終了しましたので、別途実施させていただきます。

### 見直しを行う点

平成 17 年 2 月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う点は以下のとおりです。

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・紙類              | ・フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙、印刷用紙(カラー用紙を除く)及び印刷用紙(カラー用紙)について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記 |
| ・文具類:            | ・文具類共通について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記  |
| ・機器類:            | ・機器類について、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記  |
| ・OA機器:           | ・省エネ基準の改正に伴い、判断基準を見直し  |
| ・自動車等:           | ・自動車について、税制改正による排ガス基準の改正に伴い、判断基準を見直し   |
| ・インテリア・寝装<br>寝具: | ・ベッドについて、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記  |
| ・公共工事:           | ・製材、集成材、合板、単板積層材、パーティクルボード、繊維板及び木質性セメントについて、違法伐採材に係る「判断の基準」及び「配慮事項」を追記                       |

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

## 環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)

### 2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

#### (1) 基本的考え方

##### ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

##### イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

## ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

## エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目を含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。